

## 令和7年度入札・契約制度の改正等について

令和7年4月1日以降に本市が発注・契約する建設工事等に係る入札・契約制度について、次のとおり実施いたします。

### 1 令和7年度郡山市工事請負契約約款及び委託契約約款の改正について

本市では、工事請負契約約款及び委託契約約款を制定しておりますが、令和7年4月以降の契約について、令和7年度の約款が適用されます。市ウェブサイトに掲載いたしますので、契約締結前に内容をご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【契約関係】（契約検査課分）>契約関係様式（建設工事等）ダウンロード

### 2 事前審査型制限付一般競争入札の入札参加申請書について

事前審査型制限付一般競争入札の入札参加申請書の様式を変更します。市ウェブサイトに掲載いたしますので、入札に参加する際は改めてダウンロードしてください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【入札・見積関係】（契約検査課分）>入札関係様式（建設工事等）ダウンロード

### 3 事後審査型制限付一般競争入札の入札参加申請書の廃止について

事後審査型制限付一般競争入札の入札参加申請書を廃止します。これまで、事後審査入札に参加するためには、申請期限までにメールで入札参加申請書を提出する必要がありましたが、今後は、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、公告において指定する入札期間内に入札書を提出することにより入札に参加できるものとします。

### 4 監理技術者等の専任義務の緩和について

建設業法の改正に伴い、監理技術者等の専任義務を緩和します（ただし、個別公告において専任配置を条件としている場合は緩和措置の対象外です）。

詳細については別紙をご確認ください。

### 5 現場代理人常駐義務緩和条項に係る運用基準の見直しについて

現場代理人常駐義務緩和条項に係る運用基準の見直しを行います。詳細については、市ウェブサイトに掲載いたしますので、内容をご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【その他】（契約検査課分）>郡山市工事請負契約約款第10条第3項（現場代理人常駐

義務緩和条項)に係る運用基準の一部改正について

## 6 総合評価方式の評価基準項目の見直しについて

総合評価方式の評価基準項目について一部見直しを行います。詳細については、市ウェブサイトに掲載いたしますので、内容をご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【その他】(契約検査課分)>建設工事総合評価方式試行について

## 7 建設工事に関する測量・設計等の委託に係る最低制限価格について

建設工事に関する測量・設計等の委託に係る最低制限価格について、算定方法の見直しを行います。また、最低制限価格は契約後に予定価格と合わせて公表します。詳細については、市ウェブサイトに掲載いたしますので、内容をご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【その他】(契約検査課分)>郡山市及び上下水道局発注の建設工事に関する測量・設計等の委託における「最低制限価格の見直し」について

## 8 電子入札システムの利用時間の変更について

電子入札システムの利用時間が以下のとおり変更となります。

午前8時30分から午後8時 → 午前8時から午後10時

郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日は利用できません。

【問い合わせ先】

財務部契約検査課 工事契約係

TEL:024-924-2601

## 工事現場における技術者の専任配置の特例について

### 1 監理技術者又は主任技術者の専任配置の特例

公共性のある施設等に関する重要な建設工事（請負金額 4,500 万円以上、建築一式工事においては 9,000万円以上）に設置する監理技術者又は主任技術者は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません（建設業法第26条第3項）。

ただし、下記の場合は兼務が可能です。

#### (1) 建設業法施行令第27条第2項に相当する工事であること。

以下の全ての要件を満たす必要があります。また、発注者（異なる場合はそれぞれの発注者）が兼務を認めた場合に限ります。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

イ 工事現場の相互間の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。

ウ 管理する工事が原則2件程度であること。

エ 監理技術者の配置を要する工事でないこと。

#### (2) 建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たす工事であること（専任特例1号）。

以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 各建設工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。

イ 建設工事の工事現場間の距離が1日の勤務時間内に巡回可能であり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。

ウ 下請次数が3を超えていないこと。

エ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

オ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存しなければならない。

キ 当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する建設工事の数は2を超えないこと。

#### (3) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置する工事であること（専任特例2号）。

以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 監理技術者補佐として以下のいずれかに該当する者を専任で配置すること。

(ア) 主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工

管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る)。

(イ) 当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者。

イ 兼務する建設工事の数は2を超えないこと。

なお、同一の監理技術者又は主任技術者が(2)を活用した工事現場と(3)を活用した工事現場を兼務することはできません。

また、(2)又は(3)に該当する場合でも、個別公告で兼任配置の対象外としている工事については、専任で監理技術者又は主任技術者を配置する必要があります。

## 2 営業所技術者等の専任工事への配置

営業所技術者等は営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められておりますが、下記に該当する場合、専任を要する工事の監理技術者又は主任技術者として配置することが可能です。

(1) 建設業法第26条の5に掲げる要件を満たす工事であること。

以下の全ての要件を満たす必要があります。

ア 営業所技術者等がおかれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 各工事の請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満であること。

ウ 営業所から当該工事現場までの距離が1日の勤務時間内に巡回可能であり、営業所から当該工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。

エ 下請次数が3を超えていないこと。

オ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

カ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

キ 建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存していること。

ク 当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 工事現場の数は1以下であること。

上記に該当する場合でも、個別公告で配置の対象外としている工事については、営業所技術者等の配置はできません。

※ 詳細や留意事項については、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を参照すること。